

# 会津若松市商工審議会 資料

平成30年12月14日

観光商工部

# 会津若松市中小企業振興条例の改正について

## 1. 中小企業・小規模企業の現状

### (1) 現状

市内企業のうち、中小企業や小規模企業は市内企業のほとんどを占めており、雇用においても重要な役割を果たしている。

#### ▽中小企業・小規模企業の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種②～④を除く	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

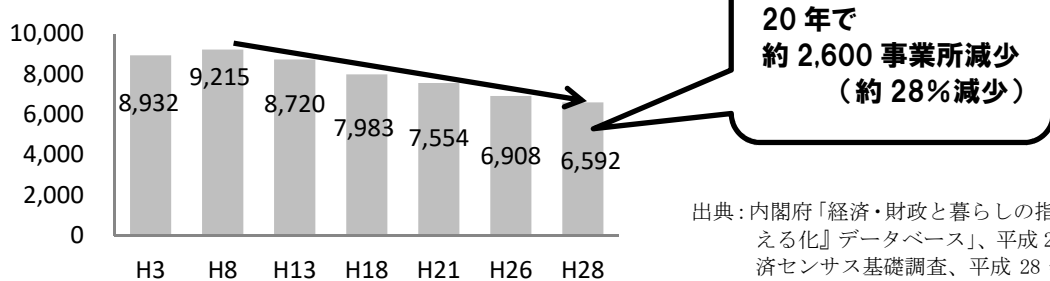
#### ■現状のポイント

##### ① 事業所数

- ・ 県内他市と比較して減少割合が顕著

※参考：本市の事業所数推移 平成8年 ⇒ 平成28年 約28%減  
(郡山市、福島市、いわき市は15%程度の減)

#### ▽市内事業所数の変遷



出典：内閣府「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」、平成26年経済センサス基礎調査、平成28年経済センサス活動調査

##### ② 人材確保

- ・ 少子高齢化に伴う人口減少（生産年齢人口の減少）
- ・ 雇用のミスマッチ
- ・ 若者の流出
- ・ 後継者不足

##### ③ 競争の激化

- ・ 低価格競争
- ・ ネット販売の拡大
- ・ グローバル化の進展

##### ④ 社会情勢の変化

- ・ インターネットの活用（ウェブサイト、SNS、ネット販売 等）
- ・ 外国人観光客の増加
- ・ 消費者ニーズの変化（モノよりコト、本物志向 等）
- ・ I o Tやビッグデータなど新技術の活用

## (2) 主な課題

- ① 新規開業を上回る廃業の増加
- ② 経営基盤の強化（人材の確保・育成、円滑な事業承継、資金供給の円滑化 等）
- ③ 独自性ある技術やアイデアを生かした差別化、新分野・新事業への進出

## (3) 今後の取組におけるポイント

- ① 中小企業・小規模企業の自主的な努力を前提とした、地域が一体となった中小企業・小規模企業振興
- ② 市、中小企業者、関係機関等の継続的な協議
- ③ 新たな事業に挑戦しようとする人への支援
- ④ 多様化する経営課題に対する支援
- ⑤ 地域住民の中小企業・小規模企業に対する認知度向上

## 2. 会津若松市中小企業振興条例の改正

### 【趣旨】

中小企業・小規模企業は市内企業の大多数を占め、地域経済のみならず、地域活力の担い手としての活躍が期待されるが、市内の事業所数は他地域と比較して大きく減少している。中小企業・小規模企業が多く課題を抱える中で、ビジネスチャンスをつかえ、持続的に発展していくためには、中小企業・小規模企業の自主的な努力に加え、中小企業・小規模企業を地域が一体となって支援していく必要がある。

**地域において中小企業・小規模企業振興の基本的な考え方や方向性について共通の理解に立ち、自主的な努力を行う中小企業・小規模企業に対し、今後も継続的な支援を行っていくことを明確化し、関係機関等による支援策や振興策等の提案・実施機能の向上や、地域住民の理解促進を図っていくため、現行の「会津若松市中小企業振興条例」に、中小企業・小規模企業振興に関する基本理念や基本方針をはじめ、継続した協議の場を設けることなどを明記する改正を行う。**

【主な改正内容】

ア 中小企業と「小規模企業」の併記

- ・平成 26 年に「小規模企業振興基本法」の制定がなされるなど、全国的にも小規模企業振興についての機運が高まっている。
- ・本市においても市内企業の多くは小規模企業が占める。中小企業と併記することで、小規模企業も意識した条例とする。

イ 中小・小規模企業振興を図る上での基本理念や施策の基本方針、各主体の責務や役割等の明記

- ・基本となる事項や各主体の責務・役割等を条例上明記し、地域において共通の考え方・方向性に立つ。
- ・それぞれの立場に応じた取組を促進する。

ウ 継続的な協議の場を設ける旨の明記

- ・市、中小・小規模企業者及び関係機関による協議の場を継続的に設け、中小企業・小規模企業振興に向けた効果的な支援や取組を検討する。

(イメージ)

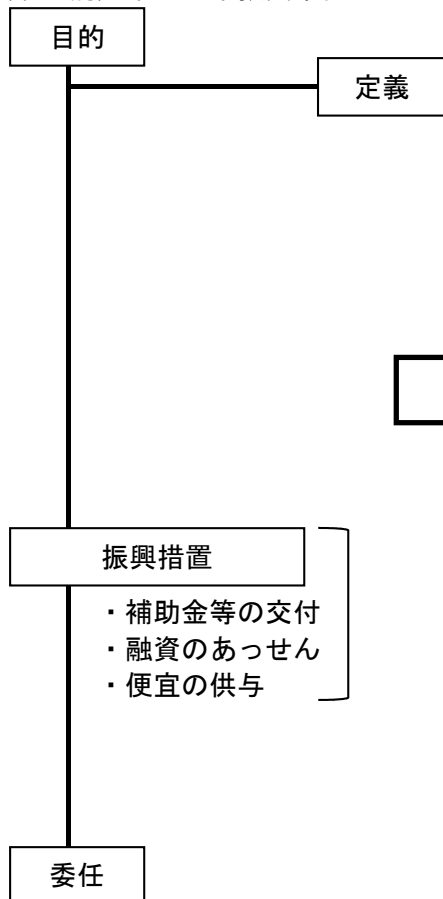
『会津若松市中小企業・小規模企業未来会議（仮称）』を設け、  
四半期に 1 回程度の頻度で会議を開催する

<構成>

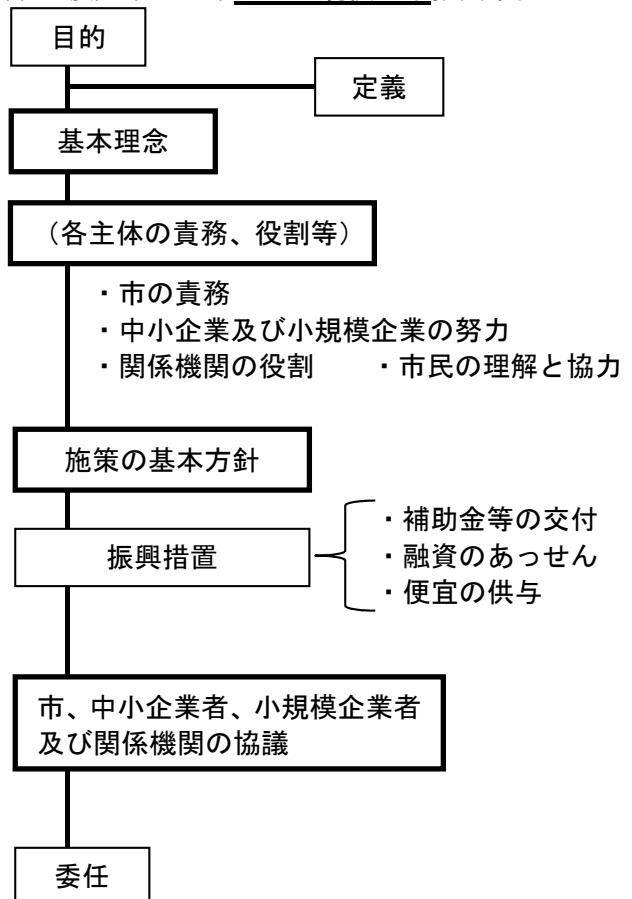
会津大学、会津若松商工会議所、あいづ商工会、県中小企業団体中央会、  
金融機関、中小企業・小規模企業者（業界団体等から）、市（商工課）

【条文構成】

(改正前) 中小企業振興条例



(改正後) 中小企業及び小規模企業振興条例



## 【改正後の条文内容】

### 第1条) 目的

- ・基本となる事項を定める。
- ・市の責務、中小企業者及び小規模企業者の努力等を明らかにする。



中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進  
⇒本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与

### 第2条) 定義

## 【基本となる事項】

### 第3条) 基本理念

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本とし、活力ある持続的な成長発展が図られる。
- (2) 地域の経済循環が促進される。
- (3) 市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関並びに市民等が相互に連携し、協力する。

### 第8条) 施策の基本方針

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営基盤の強化を促進すること
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新及び創業を促進すること
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の企業間連携、産学官連携等を促進すること

## 【各主体の責務・役割等】

### 第4条) 市の責務

- ・施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・中小・小規模企業者の実態把握に努める。
- ・経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者に配慮する。
- ・国、県、中小・小規模企業者、関係機関その他の関係者、市民等と連携・協力する。
- ・中小・小規模企業者の受注の機会を確保するよう努める。

### 第6条) 関係機関の役割

- ・中小企業及び小規模企業の振興に積極的に取り組むよう努める。
- ・市が行う中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努める。

### 第9条) 振興措置

- (1) 予算の範囲内において補助金、奨励金等の給付金を交付
- (2) 運転資金及び設備資金の融資のあっせん
- (3) 経営の相談、助言又は指導
- (4) 活動に必要な情報及び資料を提供
- (5) 中小企業及び小規模企業の振興に寄与すると認められる事業についての広報
- (6) その他市長が中小企業及び小規模企業の振興のため必要と認めること

### 第5条) 中小企業者及び小規模企業者の努力

- ・自主的に経営基盤の強化及び経営の革新に努める。
- ・経営基盤の強化及び経営の革新を図るにあたり、中小企業支援団体の活用、他の事業者との交流及び連携等必要な取組を行うよう努める。
- ・雇用の安定、従業員の福利厚生の実施、従業員の仕事と生活の調和に努める。
- ・地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、住みよい地域社会の実現に貢献するよう努める。

### 第7条) 市民等の理解と協力

- ・中小企業及び小規模企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深め、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力するよう努める。

## 【継続的な協議の場】

### 第10条) 市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関の協議

- ・市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関は、中小企業及び小規模企業の振興のため必要と認める事項に関し、継続的な協議を行うものとする。

### 第11条) 委任

### 3. 中小企業振興補助制度の拡充及び整理

現状や関係機関等との協議経過を踏まえ、優先的に拡充する支援は以下のとおり。

#### (1) チャレンジ企業応援補助制度

##### ■目的

地域資源を生かした新製品の研究開発、大学等の研究機関と連携した新技術開発、斬新なアイデアによる新サービスの開発・試験運用など、新事業展開を図るにあたっての調査研究や試験的な実施等の取組（以下「新事業創出活動」という。）を支援し、もってチャレンジ精神を持つ中小・小規模企業者による地域経済の好循環を促進し、時代のニーズに合わせた新産業の創出を図る。

##### ■補助対象事業者

市内に事業所を置く中小・小規模企業者※や中小・小規模企業者で構成されるグループ

※大企業若しくはその役員から当該企業の資本金又は出資金の2分の1以上の出資を受けているもの（見なし大企業）を除く。

##### ■補助対象事業等

補助対象事業	新事業創出活動 ↳ 付随する市場調査、展示会等出展、販売促進活動 等
補助対象経費	専門家指導受入費、委託費、設備費、原材料費、市場調査費、試験費、展示会等出展費、販売促進費、事務費、その他の経費
補助率及び補助限度額	2/3（1,000千円を限度とする）

※事業認定通知を受けた年度の4月1日から市の会計年度が終了する翌年3月31日までを事業対象年度とする。

##### ☞ 専門家等による審査

応募者からの事業計画、収支計画等を基に、適切な事業かどうかを審査した上で補助金の交付を決定する。

◎想定している審査員 商工会議所経営指導員、中小企業診断士、金融機関職員、ハイテクプラザ職員、大学の教職員、市職員

#### (2) 創業支援信用保証料補助制度

##### ■目的

新たに事業を営む者の負担軽減を図り、その経営安定化と企業体質強化を支援し、新しい産業等の育成振興を図る。

##### ■補助対象

福島県起業家支援保証のうち創業関連保証枠又は創業等関連保証枠の対象として融資を受け、かつ、創業1年未満の者が支払った信用保証料に対する補助

##### ■補助率

3/4の補助を予定（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

#### 【\*福島県起業家支援保証 該当制度概要】

	該当する主な場合	融資限度額	融資利率	保証料率	融資期間
創業等関連保証枠	・事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に事業を開始する方 又は 2ヵ月以内に会社を設立する方 ・事業を営んだことがない個人が創業・設立し、創業・設立後5年未満の方・会社	1,500万円	金融機関所定利率	0.40%	10年以内（据置1年以内）
創業関連保証枠	同上 (認定特定創業支援事業の支援を受けた者には一部優遇あり)	2,000万円	同上	0.35%	同上

## 【中小企業振興補助制度一覧】

拡充した支援を加味した、中小企業振興補助制度の整理方針は下表のとおり。

種類	概要（廃止する理由）	整理方針
商店街施設設置事業補助金	街路灯等の施設の建設・設置に対する補助。	継続
事業協同組合共同施設設置事業補助金	物流ネットワークシティの整備など高度化事業計画に基づく大型の施設整備事業に対する補助。⇒現在の社会情勢においてはニーズがない。	廃止
イベント事業補助金	一般市民を対象にし、業界全般に有益な効果を及ぼすと認められるイベント等への補助。	継続
情報ネットワークシステム整備事業補助金	組合等において共同して情報システムを整備する際の補助。⇒現在、キャッシュレス化に向けたシステム導入など、システム整備の需要はあるものの、共同した整備事業は本市においてはニーズがない。個別事業者に対する支援策については、国・県の動向を見ながら検討する。	廃止
研究開発調査事業補助金	新製品・新商品の研究開発等に直接要した経費について補助。⇒新設する「チャレンジ企業応援補助金」として整理する。	廃止 (組替)
人材育成事業補助金	組合等が主催する研修事業等に対する補助。	継続
商店街空き店舗対策事業補助金	商店街の空き店舗等を事業として使用する場合の賃借料に対する補助。	継続
商店街施設維持管理事業補助金	街路灯維持に係る補助。	継続
チャレンジショップ支援事業補助金	空き店舗の賃借料補助であるため、現行の「商店街空き店舗対策事業補助金」として整理する。	廃止 (組替)
社会課題・地域課題解決事業補助金	中小・小規模企業者やNPO法人等によって実施される、社会課題・地域課題の解決等に資する事業に対する補助。	継続
組織化助成金 (旧：組織化奨励金)	商店街等の組織化を図るために設けられていた奨励金を改め、組織化助成金とし、中小・小規模企業の共同した新事業創出の円滑化を図る。	継続
チャレンジ企業応援補助金	地域資源を生かした新商品や新サービス、地域の特殊な技術を生かした新製品、斬新な発想のビジネスモデルなど、独創的な事業プランを持った中小・小規模企業者やそのグループ等を支援する。	新設
融資のあっせん	①未来資金保証融資制度信用保証料補助金 1年以上の事業を営む者に対する市の融資制度「未来資金保証融資制度」で融資を受ける際の信用保証料補助制度。  ②創業支援信用保証料補助金 新規に事業を起こす創業者が、県起業家支援保証融資制度の創業関連保証枠又は創業関連等保証枠で融資を受ける際の信用保証料補助制度。	①継続  ②新設

## 4. 今後の予定

11月20日～  
2月  
4月1日

パブリックコメント（12月20日まで）  
会津若松市議会定例会への提案  
本条例及び本条例施行規則の施行